学校では、学校保健安全法により、医師が感染症予防上必要と認めた病気について、出席停止の取り扱いとしています。※罹患者本人の回復のために十分に療養していただくことと、他の生徒への感染防止を目的とする。 つきましては、『医師による出席停止の期間』および『登校許可』の確認のため、主治医の先生からの証明書をご提出ください。※欠席日数が単位認定に影響することがあります。出席停止期間は欠席にはなりません。医療機関によっては、有償となる場合もありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

学校において予防すべき感染症

第一種:発生はまれであるが、発症すれば重篤な感染症

停止期間:完全に治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルスによるもの)、 特定鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルスによるもの)

感染症の種類	出席停止期間	主な症状				
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経	悪寒・頭痛・高熱・関節痛・筋				
(特定鳥インフルエンザを除く)	過するまで	肉痛				
	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な	2 週間以上続く咳、特有の咳				
百日咳	抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	発作(ヒューと音をたて吸い				
		込む)				
麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで	かぜ症状・結膜充血・口の中に				
M UN ((4 UN-)	株然後3日を経過するまで	白い斑点・赤く小さな発疹				
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後	発熱・食欲不振・頭痛・耳下腺				
(おたふくかぜ)	5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	のはれ				
風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで	赤く細かい発疹(顔、体幹)・				
強しん (二日はしが)	光がか相大りるまで	発熱・リンパ節のはれ				
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	赤い発疹・発熱・水疱・水疱が				
小短(みりはりてリ)	9、この光彩が加及化りるまで	かさぶたとなる				
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	発熱・咽頭痛・結膜炎				
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで	2週間以上続くせき・たん・微				
		熱・だるい				
髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで	発熱・頭痛・意識障害・嘔吐				

※第二種感染症は、医師により感染のおそれがないと認めた場合はこの限りではありません。

※第二種感染症は、いずれも飛沫感染(せき、くしゃみによる感染)を認めるため、感染が広がらないよう特に注意が必要です。

第三種:放置すれば流行拡大の可能性がある感染症

出席停止期間:医師により感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 (アポロ病)、その他の感染症【感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症】

その他:学校内の感染対策上、把握が必要と判断される感染症

出席停止期間:学校保健安全法には規定がないが、医師により治癒と判断するまで

デング熱・ジカウイルス感染症 (ジカ熱)

担当医 様

このたびは、本校生徒がお世話になり、ありがとうございました。 ご多忙のところ誠に恐縮ですが、登校許可のご指示についてご記入をお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書									
生徒名 									
上記のものは、下記〇印学校感染症または流行性疾患が軽快し、学校保健安全法の基準による 感染症の予防上、登校しても支障がないと認めます。									
<病 名> 1. インフルエンザ 2. 麻 疹 3. 風 疹 4. 水 痘 5. 流行性耳下腺炎 6. 百日咳 7. 感染性眼疾患 8. その他 (病名))									
<u>初診年月日 年 月 日</u> 上記の者は 年 月 日 より登校を許可します。									
<u>年月日</u> 医療機関名・住所									
担当医師名									
【問合せ先】 四條畷学園高等学校 大阪府大東市学園町 6 - 4 5 TEL 072-876-1327									

【校内処理欄】														
					[年	組		番]					
	出席停止期間:	月	日 () ~	月		日 ()						